大阪府構造計算適合性判定委任基準

第１　趣旨

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第18条の２第１項の規定に基づき、法第77条の35の２から第77条の35の５までの規定の定めるところにより国土交通大臣又は大阪府知事（以下「知事」という。）が指定する者（指定構造計算適合性判定機関。以下「機関」という。）に、法第６条の３第１項及び法第18条第４項に規定する構造計算適合性判定（以下「判定」という。）の業務を行わせる（以下「委任」という。）場合の要件等については、この基準の定めるところによる。

第２ 要件

知事が判定の業務の委任をする機関は、次の各号を遵守しなければならない。

（１）公平中立性を確保すること。

（２）大阪府内全域を業務区域とし知事が行う判定の全部を行えること。

（３）大阪府の区域内に前号の構造計算適合性判定を行う事務所を設け、２名以上の専任かつ常勤（週４日以上勤務する場合とする。）の構造計算適合性判定員を配置し、そのうち１名は構造計算適合性判定業務の技術上の管理を行う者として選任すること。

（４）大阪府の区域内に勤務又は在住する前号の事務所の構造計算適合性判定員の数が構造計算適合性判定を行おうとする建築物の規模及び数に応じて、「建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令（平成11年建設省令第13号）第31条の３の３（構造計算適合性判定員の数）」に定める数以上であること。この場合において、「その事業年度において構造計算適合性判定を行おうとする件数」は、前号の事務所において構造計算適合性判定を行おうとする件数とする。

（５）構造計算適合性判定の手数料は、合理的な理由がない限り、大阪府建築基準法施行条例（昭和46年大阪府条例第４号）第73条第３項に掲げる額とすること。

（６）「大阪府内建築行政連絡協議会」に参加するとともに、大阪府及び知事が委任する機関による「大阪府構造計算適合性判定指摘事例集」の更新への参画及び同事例集に準拠した判定を行うこと。

（７）毎年度終了後、当該年度の判定の業務内容について知事に報告すること。

（８）前各号の他、機関として信頼性、信用性を確保すること。

第３ 委任の解除

知事は「第２　要件」を遵守していないと認められる機関に対して、判定の業務を行わせないこととすることができる。

第４ その他

このほか必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附則 この基準は、令和５年６月１日より施行する。